

12勤勉手当	支給日に在職する職員および支給日前1月以内に退職または死亡した職員	(給料+暫定手当)×(期間率) 期間率は、給料、扶養手当および暫定手当の合計額に次の割合を乗じた額の範囲内で期間に応じ、そのつど定める 30 100 30 100 30 100	6月15日 12月15日 3月15日	6月15日 12月15日 3月15日
13寒冷地手当	寒冷地の級地別に応じ、支給日に在職する職員ただし支給月付をもって退職した者には支給しない	(給料+扶養手当)×率 5級地 80% 4級地 60% 3級地 45% 2級地 30% 1級地 15%	8月31日	
14薪炭手当	寒冷地の級地別区分が4級地および5級地である地域に在勤する職員	5級地 4級地 世帯主 7,500円 3,750円 準世帯主 5,000円 2,500円 その他 2,500円 1,250円	8月31日	
15定時制通信教育手当	定時制または通信制の課程を本務とする教員および当該課程を置く学校の校長 (1) 校長 (2) 副校長および主事 (3) 教員および実習助手	給料月額5% 同上 3% 同上 7%	給料の支給日	
16産業教育手当	農業、工業または水産の課程を置く高等学校において当該教諭または助教諭の免許状を有して当該課程の教科を担当する教員または実習助手(給料の特別調整額の支給を受ける教員を除く。)	給料月額7% ただし、定時制通信教育手当の支給を受ける者については 3%	同	上

昭和38年度 恩 給 費 決 算 額 調

科 目	職 種	恩 給 法				恩 給 条 例				合 計	
		普 通 恩 給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		人 員	金 額
		人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額		
教育委員会費	教(青年学校 実業補習学校 その他 (幼稚園等) 事務局職員	51	4,100,252	19	811,385					70	4,911,637
		14	870,077	10	472,511					24	1,342,588
		6	551,831	1	17,357					7	569,188
		8	1,131,405	7	398,602			2	94,154	17	1,624,161
		79	6,653,565	37	1,699,855			2	94,154	118	8,447,574
小学校費	教 務 員	2,052	260,293,214	810	44,750,567	38	3,385,465	5	282,638	2,905	308,711,884
		5	568,812			1	97,028			6	665,840
		2,057	260,862,026	810	44,750,567	39	3,482,493	5	282,638	2,911	309,377,724
中学校費	教 務 員	487	90,865,944	91	7,428,467	20	2,217,793	3	261,297	601	100,773,501
		11	1,113,963	5	268,987	4	235,881	2	48,996	22	1,667,827
		498	91,979,907	96	7,697,454	24	2,453,674	5	310,293	623	102,441,328
盲学校およびろう学校費	教 務 員	7	1,459,641	5	327,304	1	28,144			13	1,815,089
		1	165,515							1	165,515
		8	1,625,156	5	327,304	1	28,144			14	1,980,604
高等学校費	教 務 員					10	1,557,470	3	184,800	13	1,742,270
						3	162,881			3	162,881
						13	1,720,351	3	184,800	16	1,905,151
合 計	教 務 員	2,617	358,140,959	936	53,807,591	69	7,188,872	11	728,735	3,633	419,866,157
		25	2,979,695	12	667,589	8	495,790	4	143,150	49	4,286,224
		2,642	361,120,654	948	54,475,180	77	7,684,662	15	871,885	3,682	424,152,381